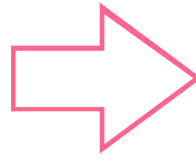


◎年金所得者の保険料額の計算モデル

【夫婦共に被保険者の世帯で、妻の年金収入が80万円以下（その他所得がない）の場合】

▽夫の年金収入790,000円の時

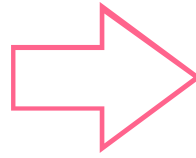
《平成24・25年度》
 夫の保険料 4,300円
 （均等割額（9割軽減）4,351円）
 妻の保険料 4,300円
 （均等割額（9割軽減）4,351円）



《平成26・27年度》
 夫の保険料 4,500円（200円増）
 （均等割額（9割軽減）4,576円）
 妻の保険料 4,500円（200円増）
 （均等割額（9割軽減）4,576円）

▽夫の年金収入1,680,000円の時

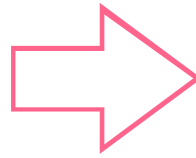
《平成24・25年度》
 夫の保険料 12,900円
 [所得割額（5割軽減）6,413円]
 [均等割額（8.5割軽減）6,526円]
 妻の保険料 6,500円
 （均等割額（8.5割軽減）6,526円）



《平成26・27年度》
 夫の保険料 13,600円（700円増）
 [所得割額（5割軽減）6,750円]
 [均等割額（8.5割軽減）6,864円]
 妻の保険料 6,800円（300円増）
 （均等割額（8.5割軽減）6,864円）

▽夫の年金収入2,600,000円の時

《平成24・25年度》
 夫の保険料 134,900円
 [所得割額 91,485円]
 [均等割額 43,510円]
 妻の保険料 43,500円
 （均等割額 43,510円）



《平成26・27年度》
 夫の保険料 142,000円（7,100円増）
 [所得割額 96,300円]
 [均等割額 45,761円]
 妻の保険料 45,700円（2,200円増）
 （均等割額 45,761円）

◎保険料の納め方

特別徴収

年金額が年額18万円以上あり、介護保険料と合わせた保険料額が「年金額の2分の1」を超えない方は、年金から天引きされます。

年度の途中で、75歳になった方、町外から転入された方などは、一定期間特別徴収にはなりません。

年6回の年金定期払い時に、年金受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

4月（第1期）	【仮徴収】前年の所得が確定するまでは、平成26年2月と同額を3回分仮徴収として納めます。
6月（第2期）	
8月（第3期）	

10月（第4期）	【本徴収】前年の所得が確定後、年間の保険料から仮徴収分を引いた額を3回に分けて納めます。
12月（第5期）	
2月（第6期）	

普通徴収

口座振替や納付書で個別に納付します。

7月に当該年度の保険料が決定され、当月～翌年2月（7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月）の8回で納めます。

保険料納付方法の選択

特別徴収（年金から天引き）に替えて「口座振替」による普通徴収を選択することができます。希望される方は、支払方法変更の申請と口座振替の手続きが必要です。

家族などの口座から振替に変更した場合、社会保険料控除の適用は「振替口座の名義人」になります。

口座振替が便利です

「預金通帳」「通帳印」「保険証」を持参し、取扱金融機関または住民福祉課福祉医療係の窓口で手続きしてください。